

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

昭島市監査委員

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものの監査及び当該団体等の所管部課の監査

第2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
一般社団法人昭島観光まちづくり協会	市民部産業活性化課

第3 監査の範囲

令和3年度に交付された「一般社団法人昭島観光まちづくり協会補助金」に係る出納その他の交付手続

第4 監査の実施日、実施場所

- 1 実施日 令和4年10月17日(月)
- 2 実施場所 監査事務局

第5 監査の期間

令和4年7月28日から令和4年11月25日まで

なお、書類調査については、令和4年8月3日から同年10月12日までの間で実施した。

第6 監査の手続

財政的援助を与えている対象団体及び当該団体の所管部課から関係書類の提出を求め、監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

1 所管部課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、手続きは適正か。

- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- (6) 補助金実績報告の審査は、証拠書類等に基づき行われているか。
- (7) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助事業は適正に実施され、十分に効果が上げられているか。
- (4) 補助金の収支会計経理は適正に行われ、出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (5) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制、内部統制は有効に機能しているか。
- (7) 団体の監査は、有効に機能しているか。
- (8) 団体の諸規程等は、整備されているか。

第8 一般社団法人昭島観光まちづくり協会の概要

1 設置目的

一般社団法人昭島観光まちづくり協会（旧・昭島観光まちづくり協会）は、市内に点在する産業施設、文化、芸能分野などを観光資源として昭島市の内外に発信することで観光事業の振興を図り、地域経済の活性化を促進するとともに、魅力あるまちづくりを推進することを目的として設置された。

2 事務所所在地

東京都昭島市田中町562-8

3 組織

(1) 役員（令和4年3月末日現在）

会 長	1名
副理事長	2名
理 事	12名
監 事	1名

(2) 事務局体制

事務局長	1名
事務局職員	2名
臨時職員	8名

第9 協会実施事業の概要

- 観光案内所の運営
- 昭島観光まちづくり協会会員事業の実施
- 観光・まちづくり（地域活性化）情報の発信
- ロケーションサービス
- 町あるき・ワークショップ・イベント等（まつり等）の実施
- 市内外の団体との連携、協働事業の実施
- その他（公共交通機関業務の受託・スポーツ振興協力等）

第10 監査の結果

1 対象団体（一般社団法人昭島観光まちづくり協会）

昭島観光まちづくり協会補助金に係る出納事務、申請等手続きについては、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、補助金の充当対象は公益事業に係る管理運営費とされているが、一部収益事業にも共通する経費に対し、按分されずに補助金が充当されている例が見られた。共通する経費については、協会の事業実施において合理的な基準による配賦となるよう、検討、対応されたい。また、管理運営費に計上されている税理士費用については、監事の報酬としては定款に定めがなく、監事が監事監査以外の業務を協会から受託し報酬を受領しているとみられることから、外部から監事の独立性に疑念を持たれる可能性があるなど望ましくない。このような状況を改善するため、監事が客観的な独立性をもって監査が行われていることが明確となるよう体制を構築されたい。併せて、同種団体の動向、協会の経営・財務状況にも配慮しつつ、非常勤理事及び監事の協会への貢献や意向を踏まえた報酬の在り方について検討いただきたい。

2 所管部課（市民部産業活性課）

昭島観光まちづくり協会補助金に係る交付等事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、補助金交付要綱の記載からは、補助金の充当対象が公益事業に係る管理運営費であると読み取ることが難しく、明確化が図られるよう対応されたい。併せて、補助金に係る取消と返還命令が同一条に示されているため、表記の整理を図られたい。また、補助金は2回に分けて交付

されているが、上半期分については協会の賃金支給事務が円滑に行われるよう、できる限り4月の早い時期に交付されるよう努められたい。そして、市の所管課として、補助金の活用に関しては積極的に協会との協議に取り組みられたい。

3 監査委員意見

一般社団法人昭島観光まちづくり協会は、非営利型法人として公益活動を行うなか、自立した安定運営を目指し、自主財源の確保、財務基盤の強化に取り組まれてきた。こうした取組によって、協会会員からの会費収入のほか、収益事業による利益を得られ、一定程度の利益余剰金も蓄えられてきている。利益余剰金については、その取扱いについて、今後の課題として捉えられていることを確認したが、補助金の精算に対する反映、また蓄えられた余剰金を事業に活用していくなど、いづれにしても、管理運営費と事業費に共通する経費、また補助金充当との関係は明確にする必要があると考える。合理的な基準を検討され、運営を進められたい。

また、市においては、協会の自立した運営を奨励し、各種業務委託を行っているが、同時に、公共的な発信への協力など、無償の業務依頼も行われている。市は、協会の発信力、機動力を評価し、業務の実施にも信頼を寄せていることから、様々な協力を依頼しているものと考えますが、協会、市がともに目指している将来像の早期実現のため、協会への協力依頼については、その在り方を検討されたい。

引き続き、協会、市それぞれが強みを活かし、地域における連携をさらに深め、昭島の特性を活かした産業・地域活性化を推進する、観光まちづくりに取り組まれたい。